

**迫川漁業協同組合**  
**内共第5, 6号 第五種共同漁業権遊漁規則**

(目的)

第1条 この規則は、迫川漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第5, 6号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、いわな、やまめ「さくらますを含む」、こい、うぐい及びにじますをいう。以下同じ）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合に申請してその承認を受けなければならない

2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣、ルアー又は投網による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出又はオンラインシステムにより行わなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣、ルアー又は投網による遊漁の場合には第10条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第10条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は直ちに第6条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲でなければならない。

漁具・漁法	規 模
投 網	網の全長5メートル以下、網目15ミリメートル以上

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間中で行わなければならない。

魚 種	期 間
あゆ	7月1日から10月31日まで
にじます	3月1日から10月31日まで
いわな、やまめ	3月1日から 9月30日まで
こい、うぐい	1月1日から12月31日まで

2 前項の公表は、迫川漁業協同組合が委託した入漁権取扱所に掲示するほか、組合のウェブサイト等広く周知できる媒体にて公表するものとする。

(全長制限)

第5条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
こい、にじます	20センチメートル以下
いわな、やまめ	15センチメートル以下
うぐい	10センチメートル以下

(遊漁料の額及び納付方法)

第6条 遊漁料の額は、次のとおりとする。

①手釣・竿釣又は投網による遊漁の場合

魚種	漁具漁法	遊漁料	
あゆ、こい、 にじます、いわな、 やまめ、うぐい	手釣、竿釣、ルアー	1日 1,200円	1年 4,000円
	投網	1日 1,200円	1年 7,000円

②その他の場合

魚種	漁具漁法	遊漁料	
あゆ、こい、 にじます、いわな、 やまめ、うぐい	たも網	1日 300円	1年 1,600円

2 遊漁料は、次に掲げる場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて支払わなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。その際には、800円を加算する。

- (1) 迫川漁業協同組合事務所
- (2) 迫川漁業協同組合が指定する遊漁券取扱所

(遊漁承認証に関する事項)

第7条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されたものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者

2 遊漁証の交付は、前条第2項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第8条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第9条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関し必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員

であることを表示する腕章をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) その他必要な事項
- (5) 発行者名

(違反者に対する措置)

第10条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは行わないものとする。